

第11回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和4年11月7日（月）
- 2 開会日時及び場所
令和4年11月7日（月） 午後0時55分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和4年11月7日（月） 午後2時
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

2番 内田 弘幸	3番 田島 真一	4番 池田 兼三	5番 山崎 正典
6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美	9番 徳永 玉義
10番 草野有美子	11番 栄木 正孝	12番 鶴崎 高幸	13番 坂本 博
14番 東 康敬	15番 森崎 茂徳	16番 笠原 勝	17番 小筏 正治
18番 林田 剛	19番 馬場 保		

(2)欠席者（1名）

1番 松尾 茂敏

5 議事に参与した者

事務局長	増富 浩彦
参事補	藤吉 文女
参事補	酒井 伸也
主 事	山内 将平

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第59号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について
- 日程第3 議案第60号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第61号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について
- 日程第5 議案第62号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第63号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第64号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第8 議案第65号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について
- 日程第9 報告第12号 非農地通知の発出について

午後0時55分開会

○事務局長（増富 浩彦君） 議事に入る前に、議案の取下げがあります。

まず議案書5ページ、農地法第3条の申請番号36番です。議案書12ページ、取下げです。議案書12ページです。農地法第5条の44番、議案書34ページ、39番が取り下げられましたので、削除をお願いします。

そのまま総会に入っていきますけども、議事進行上発言される場合は、挙手をして、議長が指名してからマイクをとおして発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

今回、基盤強化法の集積計画では、東委員、森崎委員が関係者ですので、議事には参与することができませんが、農業委員会の意思により参考人として出席し、説明等のための発言は差支えありません。また他の案件についての意見を求めるため、最後の議決時に退出していただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○事務局長（増富 浩彦君） 本日は、松尾委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、農業委員会法第27条第3項の規定による過半数に達しております。会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 皆さん、こんにちは。今日はあと研修まで控えております。まず半日になるかと思いますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまから、令和4年第11回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。まずは議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規定第12条の規定により、15番、森崎委員、16番、笠原委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第59号、農地法第3条第1項の規定による許可処分取消願についてから、日程第9、報告第12号、非農地通知の発出についてまでの議案7件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第59号、農地法第3条第1項の規定による許可処分取消願について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書2ページをご覧ください。

〔議案第59号の朗読〕

議案書3ページ、資料は別添1をご覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、西部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

申請番号1番は令和3年4月5日より、申請番号2番は同年11月5日付で同一人同士の農地法3条第1項の許可を受けておりましたが、同事業者の都合により取り消してほしいとの願い出案件です。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号1番と2番については同一人同士であるため、一括協議をいたします。ご質疑ありましたらお願いします。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 東です。取消しの理由というのは分かっているんですか。調査会長の草野委員。

○議長（馬場 保君） 森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 税金のかからん方法で強化法で変更するってということです。それではよろしくお願いします。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。東委員、よろしいですか。

○委員（14番 東 康敬君） はい、分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第59号、申請番号1番と2番は申請どおり取り消すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり取り消すことに決定しました。

次に、日程第3、議案第60号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書4ページをご覧ください。

〔議案第60号の朗読〕

議案書5ページ、申請番号34番から35番、37番から38番まで4件の申請がっております。詳しくは別添1をご覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会から案件について説明をお願いいたします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査関係分は、申請番号34番です。

申請番号34番は耕作利便のため、買い受ける案件です。

申請番号34番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号34番についてご質疑がありましたお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（2番 内田 弘幸君） 議席番号2番、中部調査会の内田です。今日は私が説明します。

中部調査会関係分は、申請番号35番、37番から38番です。申請番号35番と37番は経営規模の拡大のため、38番は耕作利便のため買い受ける案件です。

申請番号35番及び37番から38番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号35番、37番から38番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第61号、申請番号34番から35番、37番から38番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第61号、農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書6ページをご覧ください。

〔議案第61号の朗読〕

議案書7ページ、申請番号1番です。詳しくは別添1をご覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、西部調査会長から案件について説明及び報告をお願いいたします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

申請番号1番は、申出者が、長崎地方裁判所島原支部、令和3年第9号公告の期間入札に参加するため、物件農地の買受適格者であるかどうかを証明するものです。入札に参加するためには本証明が必要となります。西部調査会は申出者について買受適格者であると判断しました。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号1番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、願い出のとおり証明することに決定しました。

お諮りします。議案第61号につきましては、落札者が決定し農地法第3条第1項の規定による許可申請書が提出された場合、その許可を会長に一任することを付帯決議とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、会長に一任することといたします。

次に、日程第5、議案第62号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書8ページをご覧ください。

〔議案第62号の朗読〕

議案第9ページ、申請番号21番から23番まで3件の申請がっております。詳しくは、資料の別添2をご覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号21番と22番については、農地法第5条、申請番号38番及び42番と同一事業による転用であるため、次の5条と一括協議したいと思いますがどうでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、次に一括協議することといたします。

それでは申請番号23番について、中部調査会、お願いします。

○委員（2番 内田 弘幸君） 議席番号2番、中部調査会の内田です。中部調査会関係分は、23番です。

申請番号23番は、倉庫兼居宅及び車庫への追認申請です。

申請地は農振白地、昭和60年に倉庫兼居宅を建築し、「国土調査のときに地目を変えればいい」と当時の役場税務課職員が言ったとのこと、変わっているものと思いでいたそうです。平成14年には車庫を建築しています。非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上引き続き非農地であるという要件に該当すると思われま。10ヘクタール未満の農地の集団の一部であることから、第2種農地と判断しました。

申請番号23番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。
以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号23番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第63号、申請番号34番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第63号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書10ページをご覧ください。

〔議案第63号の朗読〕

議案書11ページ、申請番号38番から43番、45番まで7件の申請があります。詳しくは別添2をご覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査関係分は、議案第62号、第4条の21番、22番と議案第63号の申請番号38番から43番です。

議案第62号、申請番号21番と議案第63号、申請番号38番は、倉庫と個人住宅用地への追認申請です。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の1団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地であることから、簡易手続相当の違反案件に該当するものと思われま。

申請番号39番は、一般個人住宅及び駐車場用地への追認申請です。平成10年にトレーラー及び自家用車の駐車場として利用しているそうです。申請地は、令和4年9月2日付で農振除外の公告が

下りています。おおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。簡易手続相当の違反案件に該当すると思われます。

申請番号40番は、鶏舎用地への転用申請です。申請地の781番54は、令和3年3月11日付で農振の用途変更済みです。排水や臭気について地元の方と協議を行い、万が一問題が発生したときの対応等取り決めをされています。おおむね10ヘクタール未満の一団の農地の区域にあるため、第2種農地と判断しました。

申請番号41番は、一般個人住宅用地への転用申請です。申請地は農振白地、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地の区域にあるため、第2種農地と判断しました。

議案第62号、申請番号22番と議案第63号、申請番号41番は、一般個人住宅用地への転用申請です。申請地は令和4年9月2日付で農振除外の公告済みです。おおむね10ヘクタール未満の一団の農地の区域にあるため、第2種農地と判断しました。

議案第62号、第4条の21番、22番と議案第63号の申請番号38番から48番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） 議案第62号、第4条の21番、22番と議案第63号の申請番号38番から42番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。笠原委員。

○委員（16番 笠原 勝君） 16番、笠原です。大型トレーラーって自宅に、会社とかに普通置く、個人で経営されている人なんですか。（「個人で」と言う者あり）個人ですか、分かりました。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

○委員（2番 内田 弘幸君） 議席番号2番、中部調査会の内田です。

中部調査会関係分は申請番号43番です。

43番は、貸し駐車場用地への転用申請です。申請地は農振白地、市役所から300メートル以内にあるため、第3種農地と判断しました。

申請番号43番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号43番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

○委員（2番 内田 弘幸君） ちょっとすいません。

○議長（馬場 保君） 内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 今回の案件なんですけど、調査会のときには一応、分筆ちゅうか、そういう杭も打ってなかった状態で、これは杭も打ってなかったら、本当の範囲がどこからどこまでか分からんたいというようなことで、言っちゃったんですけど、事務局からそこら辺の説明をお願いします。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 今年の3月31日付で転用事務の適正化及び簡素化についての通知が来まして、1筆の農地の一部を転用する場合、あらかじめ分筆を行わなくても土地の箇所を特定できるのであれば、当該許可をすることは可能であるというのが出たものですから、許可自体はできるということで判断しました。分筆は進んでおります。分筆はしないというわけではありません。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

○委員（2番 内田 弘幸君） この前、調査会でしたときは、杭すら打ってなかったたい。そういうのはやっぱり必要じゃないかなと思うて、その分筆自体はそれで、そういうことでよかかもしれんけど、杭自体はやっぱり打っててもらわんことには、調査会で行くときにどこからどこまで、この建物のこの半分くらいやろうとか、なんとかではやっぱりよくなかと思うんで、分筆自体は後でも構わんでしょうけど、ここからどこまでという、やっぱ杭打ちみたいなのはしとってもらわんばいかんじやなかろうかなと思いますけど、今後よろしくをお願いします。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。ほかにご質疑ないようですので、続きまして、西部調査会から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は申請番号45番です。

申請番号45番は一般個人住宅用地への転用申請です。申請地は令和4年9月2日付で農振除外の公告済みです。南串山支所から300メートル以内にあるため、第3種農地と判断しました。申請番号45番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号45番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第62号、申請番号38番、42番及び議案第63号、申請番号38番から43番と45番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

5条の案件で、申請番号の40番、国見町の鶏舎の件ですけれども、これはまた県のほうに諮問いたしますので、申し添えておきます。

次に、日程第7、議案第64号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書13ページをご覧ください。

議案書14ページ、整理番号1番から、議案書43ページ、整理番号55番までです。整理番号1番から16番については、貸借に係る案件、17番から28番は、所有権移転に係る案件、整理番号29番から38番、40番から55番については、農地中間管理機構に貸付ける案件で、配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは別添3をご覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第64号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る整理番号1番から16番について、ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、所有権移転に係る整理番号17番から21番と23番から28番について、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、農地中間管理事業に係る整理番号29番から38番と40番から55番について、ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。笠原委員。

○委員（16番 笠原 勝君） 16番、笠原です。28ページの基盤強化促進法の所有権移転の整理番号28番の2反ぐらいのは畑なんですけど、金額がすごい金額だなと思って気になりましたので、ちょっと質問しました。

○議長（馬場 保君） 森崎委員、説明をお願いします。

○委員（15番 森崎 茂徳君） これは、もう3年ぐらい前に、売った本人が農協の負債でどうもならず、買った人と本当は現金でしとったんです。しかし名義だけ変えとらんもんやけん、はよ変えろって言いよったんです。農協の負債のために売ったわけです。それでその頃はちょっと高かったもんやけん、そういう事情です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。笠原委員、よろしいですか。

○委員（16番 笠原 勝君） わかりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。鶴崎委員。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） すいません、勉強不足ですけど、55番、自分から自分にあるんですけど、これちょっとどういうことか教えてください。

○議長（馬場 保君） 林田委員。

○委員（18番 林田 剛君） 18番、林田です。補足というか、千々石町の案件です。ここの千々石町の田原地区って管理組合がありまして、その中で機構を使った貸し借り、もちろん本人同士もあるし、本人から他人、そして親子とかA to AとかA to Bとかそういうパターンで、組合で機構を使って協力金を少しでも頂こうという趣旨で進めた中での1筆だと思いますけど。本人から本人でも機構の場合は認められているということで、結構そういう改良区絡みではそういうまとめて申請が上がってくる。その中の1件だと思います。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。鶴崎委員、よろしいですか。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） はい。

○委員（14番 東 康敬君） ちょっとよかですか。

○議長（馬場 保君） 東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 今、林田副会長が言うように、中間管理機構を通しての貸し借りの中で、助成金があるわけですね。ところがもらうときにはよかわけじゃけど、これを解約して売ったりとか、そういう形になれば違約金は払わないかんとですよね、デメリットとして。やっぱりそこら辺はちゃんと認識をされとかんと、瑞穂でもそういう案件が、返してくださいという、そういうのやったら、今までもらった金額は返してくださいという、そういうのがあるわけです。そこら辺は中間管理機構としてでも、こういうのを通してするか、メリットもあるけどデメリットもこうですよというふうにやっぱ説明せんと、後から問題がやっぱり出てくるとかあるわけ。なして払わんにやいかんとかって言われるたい。そういうことで。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。ほかに。内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 2番、内田です。今、東委員が言われたあれですけど、今、分かるかな、今も協力金とかはまだあつとかね。協力金ばもう払わんばいかんというか、それは何年の貸し借りはここですけど、その間の10年なら10年しとって、5年なら5年たてば返さんでよかとか、何かそういうことはなかとか。

○事務局長（増富 浩彦君） 今はちょっと話題になつとつとは、東委員が言われた返さんばいかんという金額は経営転換協力金といって、3年ぐらい前までやったら、人の土地を自分の土地のそばで2つぐらい借りるといふ協力金があったとして、その2つに関しては返す義務があったけど、一番大きな今回のような貸し借りの地域集積協力金というのは返還義務は発生せんはずです。内田さんが言いました、今はもう地域集積協力金絡みでもらう経営転換協力金しか残っとらん。

○委員（2番 内田 弘幸君） はい、分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。本案件につきましても、東委員、森崎委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退室をお願いします。

〔14番 東委員、15番 森崎委員 退室〕

○議長（馬場 保君） それでは、ただいまから採決を行います。お諮りします。

議案第64号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

ここで、東委員、森崎委員の入室を求めます。

〔14番 東委員、15番 森崎委員 入室〕

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解してもらいましたので報告いたします。（「ありがとうございます」と言う者あり）

次に、日程第8、議案第65号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書44ページをご覧ください。

議案書45ページ、整理番号1番です。本案件は再配分となっております。詳しくは別添3をご覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ再配分する計画が提出されたものです。

議案第65号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

議案第65号、農地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、原案については異議なしと回答することとします。

次に、日程第9、報告第12号、非農地通知の発出について、事務局より報告を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書47ページをご覧ください。

議案書48ページ、受付番号1番から2番です。本案件は、所有者より申出があり、山林化していると確認できたことから、非農地通知を発出したものです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

報告第12号についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、報告を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了いたしました。どうもありがとうございました。

午後2時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年11月 7日

議 長

署名委員

署名委員